

概要

- 河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、国土交通省が平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地利用を可能としたもの。（河川空間のオープン化）

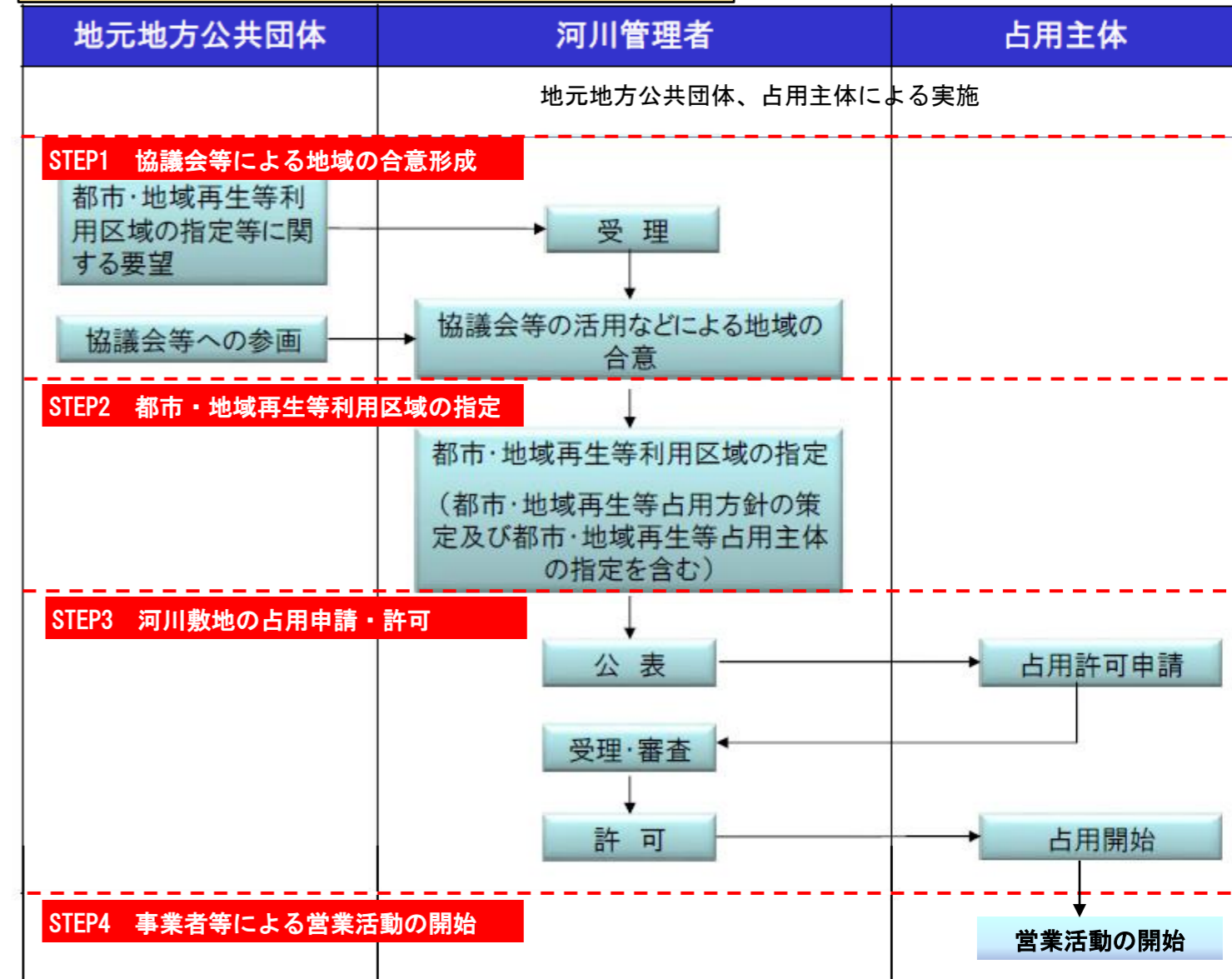
オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

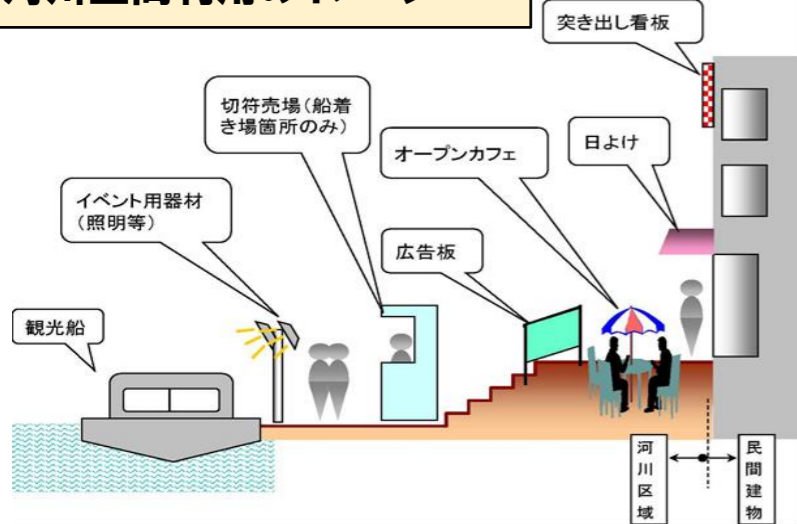
- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、公告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等

河川空間のオープン化の手続の流れ



河川空間利用のイメージ

出典 国土交通省 資料



河川空間のオープン化の事例

出典 国土交通省 資料

ときがわ町「川の広場」(埼玉県)

水辺再生事業で整備した河川敷地を活用。車両の乗り入れが可能なデイキャンプ場として賑わい空間を創出している。バーベキュー場としての初の制度適用。



閑上かわまちづくり(宮城県)

水辺のあるまちの特徴を活かし水辺空間と一体となった賑わいのあるまちづくりを実現するため、民間事業者と連携し、名取川河口部の良好な景観を活かし、観光振興による地域活性化を図り、さらなる水辺の賑わいを創出する。

